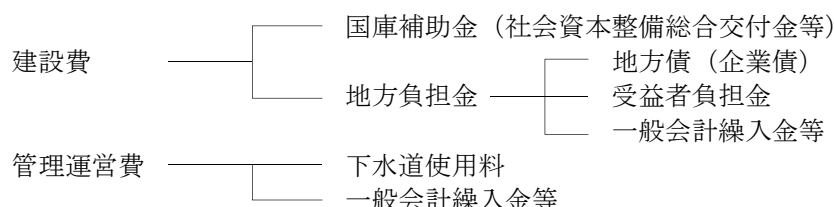


IV 下水道事業の財政

1 財源のしくみ

下水道事業を執行・運営していくためには、建設費及び管理運営費（「維持管理費」と減価償却費及び支払利息の「資本費」）が必要となる。その財源は主に次のとおりである。



（１）建設費の財源

下水道の建設財源は、国庫補助金（交付金）、地方債等で構成されている。

図IV－１ 公共下水道の建設財源内訳

管渠、ポンプ場、用地費、管理棟 補助対象事業		終末処理場 補助対象事業	
単独事業		単独事業	
国庫補助金（交付金） (5 / 10)	企業債 (10 / 10)	国庫補助金（交付金） (5.5 / 10)	企業債 (10 / 10)
企業債 (5 / 10)	受益者負担金 (控除財源)	企業債 (4.5 / 10)	

（２）管理運営費の財源

処理場、管渠等の管理運営のための維持管理費や資本費のうち、汚水処理に係る経費については、一部の経費を除いて原則として下水道使用料（私費）で賄うことになっている。一方、雨水排除に係る経費については、一般会計（公費）で負担することになっている。

図IV－２ 下水道の果たす役割と経費負担

雨水公費・汚水私費の原則

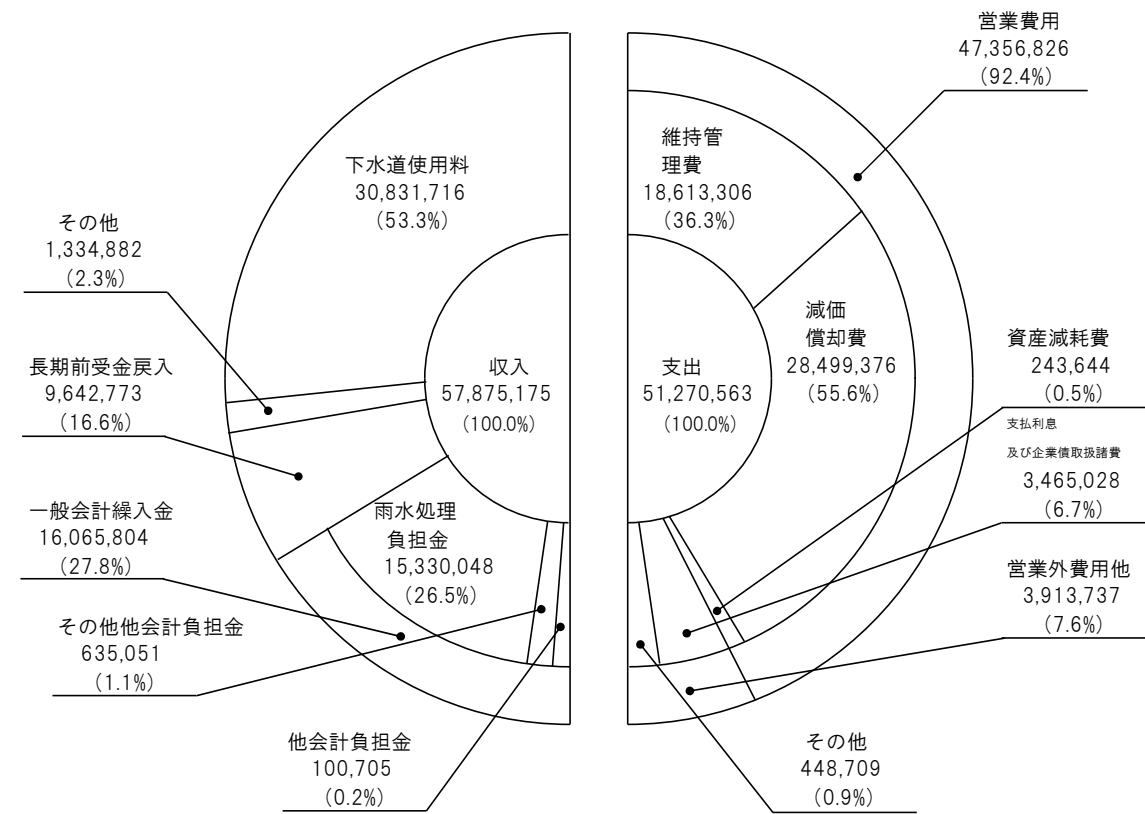
雨水の排除	汚水の排除	汚水の処理
一般会計（公費負担）	下水道使用料（私費負担）	下水道使用料（私費負担）

2 財政状況

令和6年度の予算（規模）は、対前年度比1.3%減の総額約1,154億円を計上した。これは市全体の5.4%を占めている。管理運営に関する収益的収支のうち、収入の主なものは下水道使用料が308億円、一般会計からの繰入金が161億円となっており、支出は維持管理費が191億円、減価償却費や企業債利息等の資本費が322億円である。建設費に関する資本的収支のうち、収入の主なものは企業債176億円、国庫補助金68億円、一般会計繰入金が43億円で、支出は建設改良費281億円、企業債償還金が239億円となっている。

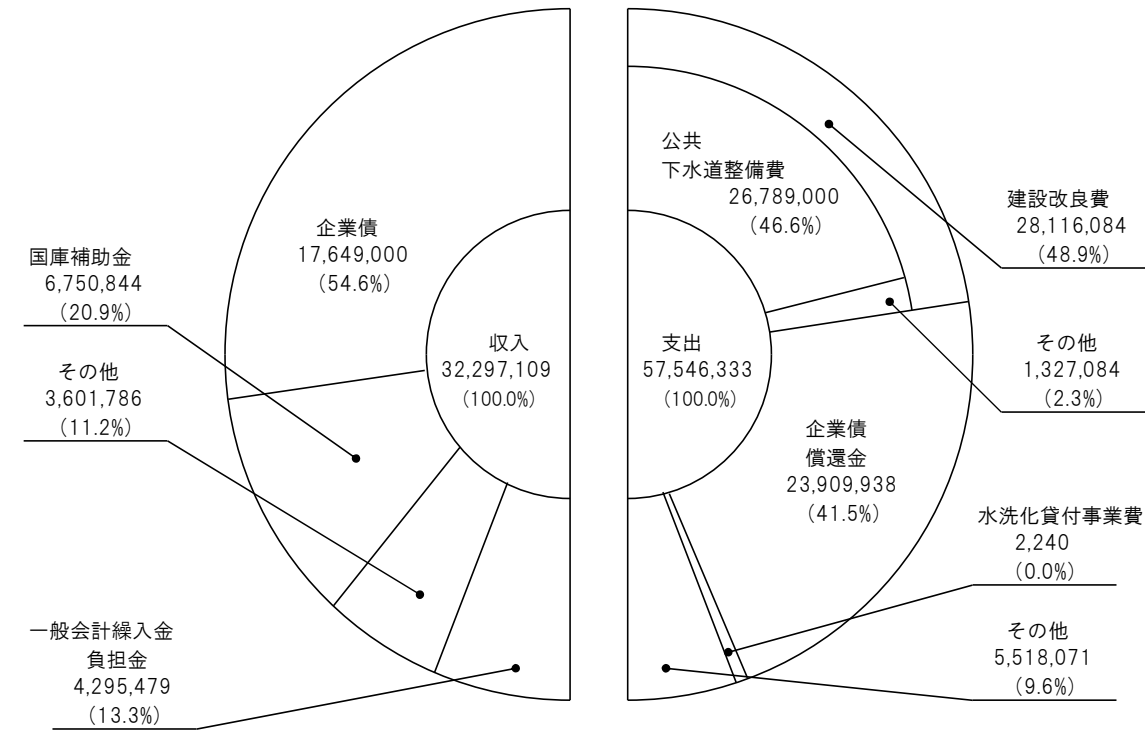
収益的収支では、維持管理費の節減や、企業債繰上償還による支払利息軽減効果等により、単年度損益52億円の利益となる予定である。一方、資本的収支においては、建設投資の主たる財源である企業債の残高は着実に減少してはいるものの3,127億円にのぼり、元金償還金が多額であることから、償還財源が不足するため、内部留保資金及び利益剰余金の積立金で賄うこととしている。

図Ⅳ－３ 令和６年度下水道事業会計当初予算（収益的収支）（単位：千円）



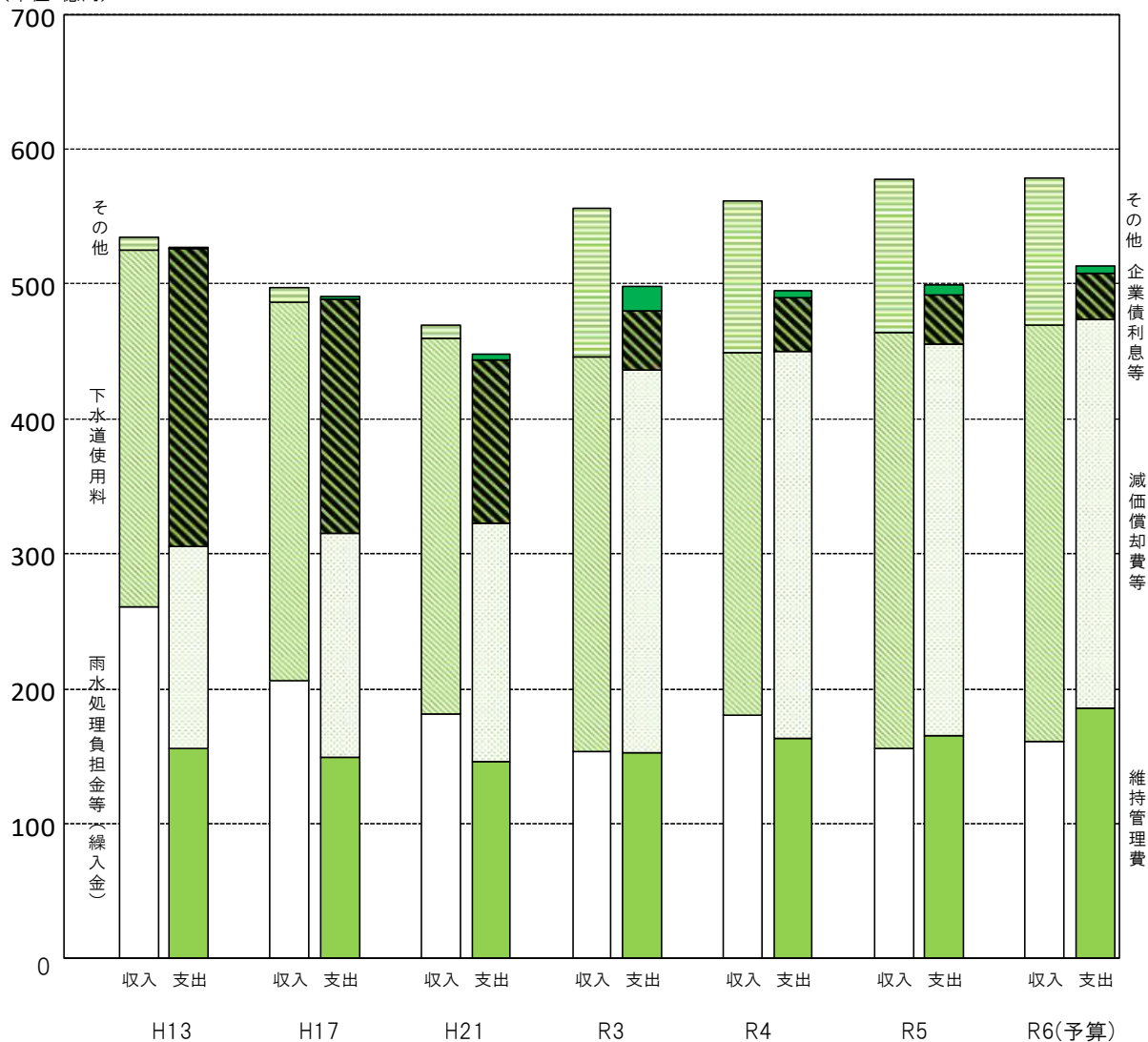
図Ⅳ－４ 令和６年度下水道事業会計当初予算（資本的収支）（単位：千円）

資本的収支の不足額25,249,224千円は、当年度損益勘定留保資金等で補填する。



図Ⅳ－5 下水道事業収益・下水道事業費用の推移

(単位:億円)

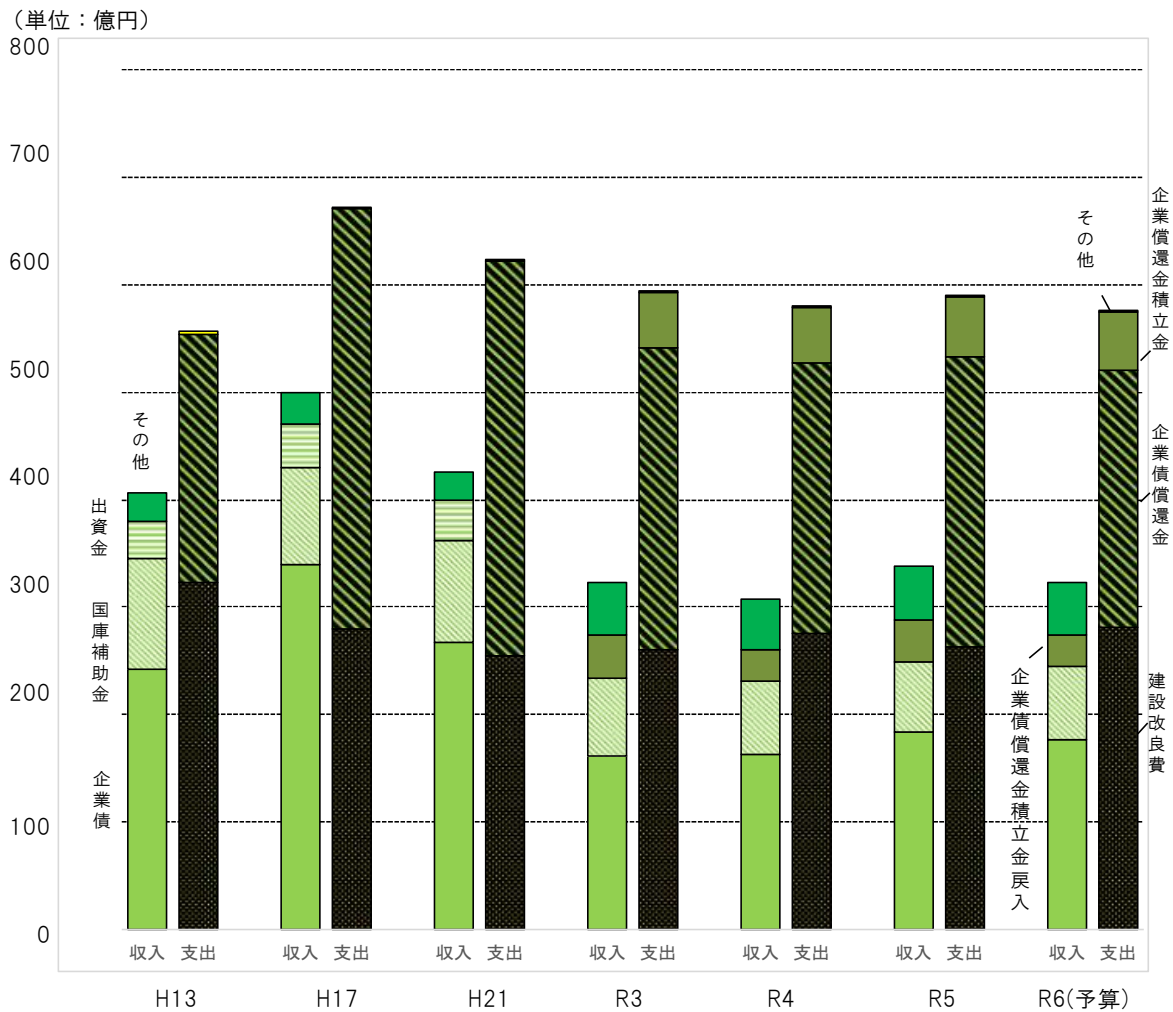


(単位:百万円)

区 分		H13	H17	H21	R3	R4	R5	R6(予算)
下水道事業収益	下水道使用料	26,424	28,097	27,831	29,247	26,803	30,874	30,832
	雨水処理負担金等(繰入金)	26,027	20,591	18,121	15,333	18,056	15,573	16,066
	その他	1,035	1,009	977	10,978	11,235	11,293	10,977
	計 (A)	53,486	49,697	46,929	55,558	56,094	57,740	57,875
下水道事業費用	維持管理費	15,555	14,923	14,559	15,298	16,306	16,576	18,614
	減価償却費等	14,987	16,617	17,758	28,334	28,687	28,971	28,743
	企業債利息等	22,079	17,266	12,097	4,416	3,950	3,638	3,465
	その他	81	276	396	1,803	590	764	448
	計 (B)	52,702	49,082	44,810	49,851	49,533	49,949	51,270
差引 (A)－(B)		784	615	2,119	5,707	6,561	7,791	6,605

※令和6年度は当初予算額である。

図Ⅳ－6 資本的収入・資本的支出の推移

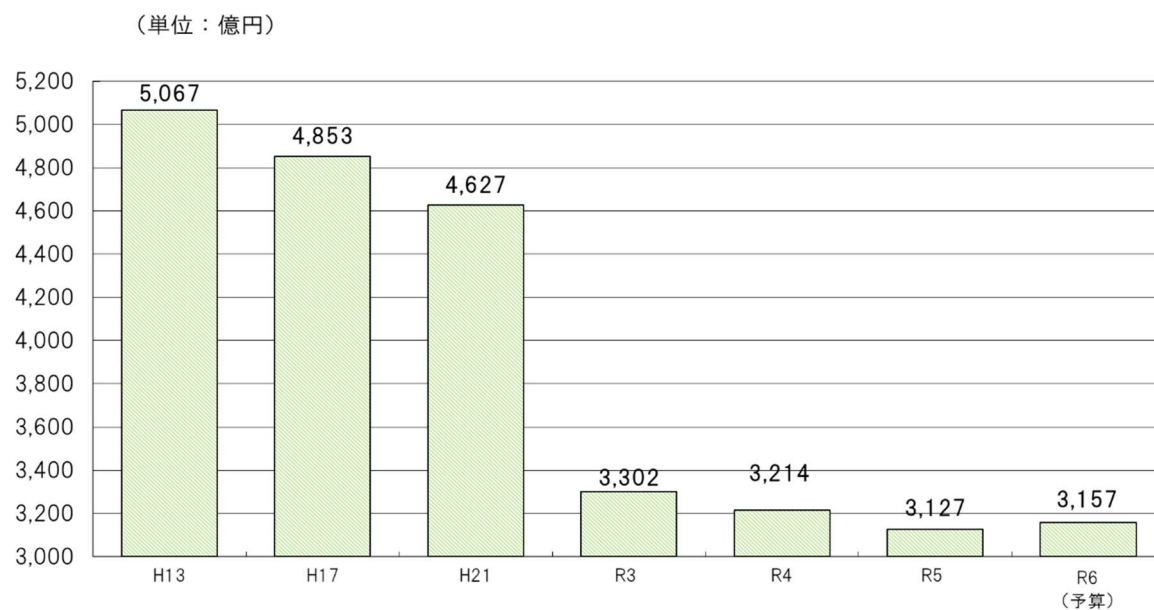


(単位：百万円)

区 分		H13	H17	H21	R3	R4	R5	R6(予算)
資本的収入	企 業 債	24,258	33,883	26,689	16,146	16,285	18,390	17,649
	国 庫 補 助 金	10,284	9,086	9,457	7,212	6,736	6,485	6,751
	他 会 計 出 資 金	3,384	4,108	3,790	-	-	-	-
	企 業 債 償 還 金 戻 入	-	-	-	4,095	2,985	3,890	3,036
	そ の 他	2,701	2,873	2,597	4,812	4,715	5,036	4,861
	計 (A)	40,627	49,950	42,533	32,265	30,721	33,801	32,297
資本的支出	建 設 改 良 費	32,327	27,911	25,474	25,957	27,599	26,217	28,116
	企 業 債 償 還 金	23,016	39,220	36,784	28,229	25,095	27,101	23,910
	企業債償還金積立金	-	-	-	5,159	5,253	5,532	5,509
	そ の 他	276	95	53	5	3	4	11
	計 (B)	55,619	67,226	62,311	59,350	57,950	58,854	57,546
差 引 (A)-(B)		△ 14,992	△ 17,276	△ 19,778	△ 27,085	△ 27,229	△ 25,053	△ 25,249

※ 令和6年度は当初予算額である。

図Ⅳ－７ 年度末現債高



表Ⅳ－１ 下水道事業会計の企業債の状況

(単位：百万円)

区 分	借 入 金	償 還 金			年度末 現債高
		元 金	利 子	計	
H13	24,258	20,684	22,188	42,872	506,661
H17	33,883	41,323	17,295	58,618	485,269
H21	26,689	37,290	12,109	49,400	462,741
R 3	16,146	28,229	4,441	32,670	330,185
R 4	16,285	25,095	3,966	29,061	321,375
R 5	18,390	27,101	3,652	30,753	312,664
R6(予算)	26,982	23,910	3,479	27,389	315,736

※ 令和 6 年度の借入額には、令和 5 年度からの繰越額 9,333 百万円を含む。

※ 元金償還金には、市債管理基金積立取崩分を含む。

※ 利子には、公債諸費及び建設利息を含む。

3 下水道事業受益者負担金制度

下水道の整備により、生活環境の改善、利便性、快適性の向上等が図られ、土地の資産価値や利用価値が増大し、権利者に利益をもたらす。この権利者に生じた利益は、公費の投入によって生じたものであり、この土地に権利を有する者とそれ以外の者との受益に伴う負担の公平を図るため、受益者に建設費の一部を負担いただき、下水道整備の促進を図ることがこの制度の目的である。

本市では、昭和 44 年に下水道事業受益者負担金制度を採用し、令和 6 年度は新規賦課面積 12ha、新規賦課予定額 30,055 千円のうち令和 6 年度調定分を含め、調定額 28,217 千円（令和元年度～令和 6 年度）を見込んでいます。

(1) 賦課対象区域

年度内に下水道の整備を予定し、公告した区域

(2) 賦課対象者

賦課対象区域内の土地の所有者、地上権者、質権者、使用借主又は賃借人

(3) 負担金の額

賦課対象区域の公告の日現在、受益者が所有し又は地上権等を有する土地の面積に 1 平方メートル当たり 250 円を乗じて得た額

(4) 負担金の納付方法

負担金は 5 年分割で 1 年を 4 期に分け 20 回払いで、初年度は第 3 期から始まる。

期 別	納 期	期 別	納 期
第 1 期	7 月 15 日～同月末日	第 3 期	12 月 15 日～同月末日 翌年
第 2 期	9 月 15 日～同月末日	第 4 期	2 月 15 日～同月末日

(5) 一括前納報奨金

一括納付した場合、期別納付額に 1,000 分の 5 及び前納月数の累計を乗じて得た額

(6) 負担金の徴収猶予

本市では、徴収猶予の制度を設けており、その内容は次のとおりである。

項 目	期間	説 明	更 新	取 消
1. 農地等	1 年	現に耕作されている農地等で新たに賦課されるもの(1 筆全部が耕作されているもの)	1 年経過後もなお耕作中のものは、申請により 1 年間を限度として延長する。	猶予の事由が消滅したときは、取消するものとする。
※福岡都市計画生産緑地	1 年	生産緑地法第 3 条に基づく生産緑地	生産緑地の行為制限が解除されるまで、申請により 1 年毎に延長する。	
2. 私道関係	1 年	私道の所有者が排水設備の設置を承諾しないため、公共下水道の利用ができない受益者	1 年経過後もなお設置できないときは、申請により、設置できるまで、1 年毎に延長する。	
3. 裁判上の係争地	1 年	土地の所有権、賃貸借権等について争っている受益者	1 年経過後もなお決着がつかないときは申請により、判決確定まで 1 年毎に延長する。	
4. 災害・盗難・その他の事故	1 年	火災等の被災者		
5. その他	1 年	上記以外に特に必要と認めるものは、その都度決定する。		

(7) 負担金の減免

負担金は、土地の利用目的等によって減免基準を設けており、その内容は次のとおりである。

対 象 と な る 土 地	減免率	摘 要	該 当 例	
1. 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地	100%	都市計画法第4条に規定する公共施設の用地	道路、公園、河川等	
2. 国有地及び国が使用している土地	(1) 国立学校用地	75%	学校教育法第1条に規定する学校	
	(2) 国立社会福祉施設用地	75%	社会福祉法第2条に規定する事業のために設置する施設	救護、更生、養護、授産施設等
	(3) 警察法務収容施設用地	75%		
	(4) 一般庁舎用地	50%		庁舎、局舎等
	(5) 国立病院用地	25%		
	(6) 企業用財産用地	25%		国有林野等
	(7) 有料の国家公務員宿舎用地	25%		
	(8) 文化財用地	100%	文化財保護法に基づき指定された文化財の用地及び建物その他の工作物の敷地	
3. 地方公共団体が所有し又は使用している土地	(1) 公立学校用地	75%	学校教育法第1条に規定する学校	高校、中学校、小学校、養護学校等
	(2) 公立社会福祉施設用地	75%	社会福祉法第2条に規定する事業のために設置する施設	保育所等
	(3) 一般庁舎用地	50%		市庁舎、県庁舎、警察署、保健所等
	(4) 公立病院用地	25%		市民病院等
	(5) 企業用財産用地	25%	地方公営企業法第2条に規定する事業の施設	水道事業等
	(6) 有料の地方公務員宿舎用地	25%		
	(7) 文化財用地	100%	文化財保護法に基づき指定された文化財の用地及び建物その他の工作物の敷地	
4. 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地	(1) 都市計画法に基づく計画決定がなされたもの	25%		
	(2) 都市計画法に基づく事業認可がなされたもの又は事業認可を受けていないが事業認可に準じた事業がなされているもの	100%	事業実施確定済 買収等についての説明・協力要請済 買収予定面積の算出済の場合	
5. 国及び地方公共団体が公用に供することを予定している土地		2・3を準用	予定施設の用途目的による	

対 象 と な る 土 地		減免率	摘 要	該 当 例
6.公営鉄道が所有し、又は使用している土地	(1) 踏 切	100%		
	(2) 線路用地	50%		
	(3) 施設用地	25%	(職員宿舎を除く)	局舎、駅舎、プラットフォーム、駅前広場等
7.民営鉄道用地	(1) 踏 切	100%		
	(2) 線路用地	50%		
8.国立大学等の用地		75%	国立大学法人法に基づく国立大学法人等が設置する国立大学及び大学共同利用機関の用地	九州大学等
9.学校法人が設置する学校及び各種学校の土地	(1) 学校用地	50%	私立学校法第3条に規定する学校法人が設置する学校	私立の大学、高校、中学校、小学校、幼稚園等
	(2) 各種学校用地	25%	上記の学校法人及び私立学校法第64条第4項に規定する法人が設置する各種学校	予備校等
10.社会福祉法人が設置する施設の土地	社会福祉施設用地	50%	社会福祉法に規定する社会福祉法人が同法第2条に規定する事業を行う施設	私立保育所等
11.日本郵政公社が所有し、又は使用している土地		25%	日本郵政公社がその事業を行うために使用する用地	郵便局等
12.宗教法人の境内地		50%	宗教法人法に規定する宗教法人の境内地	神社、寺院等の境内地
13.墓 地		100%	墓地埋葬等に関する法律第2条第5項に規定する墓地	
14.緑地保全地区		100%	都市緑地保全法に基づき指定された土地（住居部分は除く）	
15.公衆用道路として使用する土地		100%	公道から公道へ通じる私道で固定資産税が非課税のもの	
16.公共下水道の利用が著しく困難な土地	がけ地等	実状に応じて25%から100%	がけ地（傾斜が30°以上高さ5m以上のもの）などの場合	
17.地域の自治団体が共用に供する土地		50%		町内の集会所、消防団倉庫等
18.公共下水道の事業費を負担したもの		実状に応じその都度減免率を決定する		
19.公の扶助を受けている受益者	受給期間中の納期に係るもの	100%	生活保護法による扶助を受けている者	
20.その他、特に減免の必要があると認めたときは、市長が別に定める。		その都度実状に応じて決定する		

表Ⅳ－２ 年度別受益者負担金賦課・収入状況

賦課年度	賦課面積 (ha)	受益者数 (人)	賦課額 (千円)	A調定額 (千円)	B収入額 (千円)	C総事業費 (千円)	B/A (%)	A/C (%)
昭和44～56	5,150	77,254	4,325,715	3,611,923	3,443,305	217,223,000	95.3	1.7
57	600	8,764	728,043	564,546	520,096	37,857,000	92.1	1.5
58	900	10,147	1,033,840	755,225	696,915	39,672,000	92.3	1.9
59	862	13,785	1,319,225	1,000,260	922,417	40,624,000	92.2	2.5
60	938	16,630	1,524,022	1,095,337	1,040,520	41,835,000	95.0	2.6
61	892	12,143	1,409,041	1,150,408	1,094,364	41,283,000	95.1	2.8
62	837	14,312	1,449,654	1,352,589	1,302,395	44,325,000	96.3	3.1
63	744	12,049	1,240,465	1,321,556	1,271,087	40,020,000	96.2	3.3
平成元	848	10,277	1,197,896	1,255,916	1,198,095	36,335,700	95.4	3.5
2	870	9,797	1,057,499	1,107,138	1,055,600	33,830,000	95.3	3.3
3	469	6,560	727,948	932,387	884,369	33,544,900	94.8	2.8
4	194	3,461	297,102	711,847	672,515	41,693,100	94.5	1.7
5	468	7,929	779,305	858,226	819,922	45,362,800	95.5	1.9
6	161	3,676	341,845	614,556	576,048	36,263,000	93.7	1.7
7	222	4,081	372,228	541,463	519,175	38,299,889	95.9	1.4
8	146	2,751	262,851	393,453	376,266	35,172,700	95.6	1.1
9	133	1,969	189,078	313,135	300,354	34,932,058	95.9	0.9
10	139	1,323	170,423	281,635	267,276	44,235,599	94.9	0.6
11	162	1,263	175,560	233,118	221,335	38,104,399	94.9	0.6
12	101	635	87,233	169,895	160,904	32,912,862	94.7	0.5
13	81	721	87,998	136,183	127,617	32,700,122	93.7	0.4
14	112	1,170	155,296	183,885	177,479	28,512,966	96.5	0.6
15	85	793	120,475	138,466	130,292	28,218,528	94.1	0.5
16	104	721	135,220	177,016	170,653	26,633,550	96.4	0.7
17	67	475	106,430	136,760	132,605	25,879,765	97.0	0.5
18	70	599	88,613	133,362	129,482	24,828,465	97.1	0.5
19	64	289	85,544	332,847	328,371	24,783,885	98.7	1.3
20	28	158	57,028	90,144	87,364	23,828,255	96.9	0.4
21	55	315	94,666	108,835	106,502	22,803,919	97.9	0.5
22	25	217	35,997	55,296	53,593	24,375,909	96.9	0.2
23	36	191	52,408	68,391	67,389	22,624,466	98.5	0.3
24	40	429	79,226	86,499	85,871	22,949,330	99.3	0.4
25	26	306	45,518	49,975	49,282	20,975,486	98.6	0.2
26	27	260	47,203	54,064	53,442	22,354,902	98.8	0.2
27	24	89	34,961	42,274	41,687	22,246,822	98.6	0.2
28	41	120	60,948	66,902	66,683	22,342,345	99.7	0.3
29	8	96	16,192	18,810	18,621	23,417,804	99.0	0.1
30	41	122	51,667	52,898	52,796	23,507,927	99.8	0.2
令和元	32	61	25,704	26,337	26,220	27,643,044	99.6	0.1
2	32	95	38,501	39,164	39,084	27,595,124	99.8	0.1
3	9	88	17,607	17,609	17,548	24,670,908	99.7	0.1
4	11	192	24,616	24,502	24,456	26,359,235	99.8	0.1
5	8	129	14,934	13,592	13,402	24,922,173	98.6	0.1
計	15,862	226,442	20,165,725	20,318,424	19,343,397	1,527,700,937	95.2	1.3

- (注) 1. 賦課面積は、公告面積。受益者数、賦課額は3月末。
2. 調定額及び収入額は61年度からの企業会計移行に伴い現年度のみを計上。
3. 59年度以前の調定額は農地等による徴収猶予額を含む。
4. 59年度以前の収入額は5月末、60年度以降は3月末。
5. 金額は千円未満切り捨て。
6. 平成8年度以降の総事業費は再生水利用下水道事業を含む。

4 排水設備普及制度

下水道法第 11 条の 3 の規定により処理開始公示後 3 年以内に水洗便所に改造することが、また福岡市下水道条例第 4 条の規定により、供用開始後 6 ヶ月以内に排水設備を設置することが義務づけられている。

(1) 資金貸付・助成・補助制度

既設くみ取り便所から水洗便所への改造や、既設し尿浄化槽の切り替え工事、私道や低地に排水設備（私道下水道）を設けるときには、福岡市水洗便所改造資金貸付規則、福岡市私道排水設備助成要綱、福岡市低地排水設備助成要綱、福岡市水洗便所改造補助金交付要綱に基づき、一定要件のもとに次のような貸付、助成、補助を行っている。

	条 件	金 額
水洗便所改造資金貸付金	①処理区域内の家屋の所有者又は改造について所有者の承諾を受けた家屋の使用人であること。 ②改造工事の費用を一時に負担することが困難であること。 ③貸付けを受けた資金の償還能力を有すること。 ④一定の職業又は相当の資産を有する連帯保証人（市長が特に必要と認めた場合を除き、本市に住所を有する者に限る。）を1人以上立てることができる者であること。 ⑤処理区域の公示があった日から原則として3年以内に改造工事をする者であること。 ⑥市税を滞納していないこと。	改造しようとする便所1ヵ所につき430,000円以内とする。 ※貸付金の償還期限は、貸付けた日の属する月の翌月から40ヵ月以内（繰上償還は可） ※無利息 ※便所1ヵ所とは大便器1個を意味する。
私道排水設備助成金	①設備工事をした場合の当該設備の利用可能戸数の2分の1以上が設備工事完了後、くみ取り便所を水洗便所に改造し、又は既設し尿浄化槽の切替工事を行うものであること。 ②私道に2以上の当該宅地が接していること。 ③設備工事費の助成を受けようとする者が下水道受益者負担金及び市税を滞納していないこと。 ④私道の敷地所有者、地上権者その他の利害関係者の承諾が得られること。	設備工事費の助成金の額は、別に定める算定方式により算定した工事費総額の3分の2以内の額とする。 ただし、利用可能戸数の全戸がくみ取り便所を水洗便所に改造し、又は既設し尿浄化槽の切替工事を行う場合は、工事費総額の5分の4以内の額とする。
低地排水設備助成金	①設備工事をした場合、工事完了とともに、くみ取り便所を水洗便所に改造し、又は既設し尿浄化槽の切替工事を行うものであること。 ②設備工事費の助成を受けようとする者が、官公署、会社及びその他法人でないこと。 ③設備工事費の助成を受けようとする者が、下水道受益者負担金及び市税を滞納していないこと。 ④ポンプ施設の設置に要する敷地の土地所有者、地上権者、その他の利害関係者の承諾が得られること。	設備工事費の助成金の額は、別に定める算定方式により算定し、市長が認定した工事費の全額とする。
水洗便所改造補助金	生活保護世帯 ①生活保護法第11条第1項に定める保護を受けている者 ②改造に係る家屋を所有し、又は使用する者であること。 ① 使用する者にあつては、家屋所有者の承諾を受けていること。	改造家屋1戸に対し、便所1ヵ所とし、255千円に100分の110を乗じて得た額以内とする。
	その他 ①当該改造にかかる家屋の所有者、又は改造について所有者の承諾を得た当該家族の使用人であること。 ②自己及び配偶者の前年度の市県民税の合算額が523,500円以下の者であること。	大便器1個につき工事費用の額に100分の110を乗じて得た額（改造工事費用が255,000円を超えるときは255,000円に100分の110を乗じて得た額）の3分の2に相当する額。 限度額187,000円。

(2) 水洗化あっせん委員制度

下水の処理区域内において、排水設備の設置工事、くみ取り便所の水洗便所への改造工事又は既設し尿浄化槽の切り替え工事をしようとするときに、それを阻害する関係者との間に生じる、いろいろな問題点を調整するため、弁護士・民事調停委員・不動産鑑定士等の専門的知識を持つ委員が、公正・中立な立場から水洗化できる最も良い方法をあっせんする。

表Ⅳ－３ 水洗便所改造資金貸付金等の推移

種 別 年 度	水洗便所改造		水洗便所改造補助金				私道排水設備		低地排水設備	
	資金貸付金		生活保護世帯		※同和対策事業		助成金		助成金	
	個	千円	件	千円	個	千円	件	千円	件	千円
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
S52～H5計	99,188	15,116,884	601	106,992	1,793	199,128	836	196,294		
6	3,189	829,407	5	1,279	54	8,569	17	6,392		
7	2,346	610,444	9	2,310	76	13,163	9	3,773		
8	1,958	548,433	4	1,145	85	14,518	7	2,353		
9	1,690	482,744	6	1,910	111	19,372	5	2,490	1	1,466
10	1,353	372,779	6	1,647	112	19,626	11	6,063	0	0
11	1,170	319,916	4	1,226	48	8,568	6	2,706	0	0
12	861	228,164	5	1,425	54	9,444	2	944	1	1,410
13	497	152,794	9	3,077	51	8,394	2	849	0	0
14	372	111,035	2	547	25	4,233	2	1,025	1	1,232
15	324	98,225	2	494	12	1,967	0	0	0	0
16	293	82,559	2	605	6	1,050	0	0	0	0
17	268	68,202	2	826	2	357	0	0	1	1,489
18	238	58,229	2	606	1	179	1	163	1	1,535
19	133	41,330	4	1,173	0	0	0	0	0	0
20	97	27,808	3	1,135	0	0	0	0	0	0
21	64	19,064	3	1,175	0	0	0	0	0	0
22	63	18,068	0	0	0	0	1	453	0	0
23	51	11,783	0	0	0	0	0	0	0	0
24	32	6,128	0	0	0	0	0	0	0	0
25	14	5,548	0	0	0	0	0	0	0	0
26	18	7,272	0	0	0	0	0	0	0	0
27	17	4,248	1	360	2	532	0	0	0	0
28	6	2,550	0	0	0	0	0	0	0	0
29	9	2,440	0	0	0	0	0	0	0	0
30	3	1,750	0	0	0	0	0	0	0	0
R01	4	1,720	0	0	0	0	0	0	1	559
R02	2	1,629	0	0	0	0	0	0	0	0
R03	2	787	0	0	0	0	0	0	0	0
R04	1	430	0	0	0	0	0	0	0	0
R05	3	1,687	0	0	0	0	0	0	0	0
R06(予算)	6	2,240	1	516	0	0	1	235	1	750

※同和対策事業は、平成 13 年度末をもって廃止され、経過措置を講じている。だが、平成 23 年度まで経過措置事業として対応してきた。ただし、平成 24 年度以降は事業完了地区との均衡を図るため補助をおこなっている。

5 私道公共下水道設置制度

公共下水道の管渠は、公道又はその他道路形態を有する公共用地（以下「公道等」という）に設置することを原則としているが、市街地における生活環境の改善及び向上、特に排水設備の設置促進のうえから私道に管渠を設置する取扱い及び基準を次のように定める。

（１）基本的基準

管渠が安全かつ円滑に設置でき、改築、修繕、維持、管理が確保されること、私道の地上権設定契約がなされること。

①道路の形態（次のア、イ、ウのいずれかに該当する私道）

（ア）公道から公道に接続し行止まりでない私道の場合

・住家が沿接しているもの。

（イ）袋小路（行止まり）私道の場合

・私道に沿接する住宅戸数が２戸以上であること（ただし、公道に面している宅地は原則として数えない）。

（ウ）道路位置指定を受けている場合

・住家が沿接しているもの。

②私道の所有者が使用について制限を設けず、沿接する住家等の利用に供していること。

③私道の幅員は、1.5m 以上であること。

④私道の土地が、私道以外の土地と分筆されており、私道の区域が明確であること。

⑤私道内にマンホールポンプ、引込柱及び制御盤を設置する用地が確保できること。

⑥地上権設定契約は、私道の関係所有者全員が一致して行うものであること。

（２）事前調査及び決定

私道に管渠を設置する場合は、道路下水道局の下水道建設を行う各課が、前項について関係者の立会いを求め、現地調査を行い、関係課が協議して決定する。

6 下水道使用料

下水道使用料は、福岡市下水道条例に基づき徴収しており、令和6年度の収入は308億3,172万円を見込んでいる。本市では、汚水排出量が多くなるほど1m³当たりの単価が高くなる逓増料金体系を採用している。（表Ⅳ-4）

汚水排出量の認定は次のとおりとしている。

- ① 水道水または工業用水を使用した場合、その使用水量を汚水排出量とする。
- ② 水道水以外の水（井戸水、再生水、雨水等）を使用した場合の汚水排出量
（ア）井戸水使用家庭の汚水排出量認定は、下表（表Ⅳ-5）のとおりとする。
（イ）（ア）以外の場合は、計測装置が設置されている場合、その記録水量により認定し、計測装置が設置されていない場合、水の使用状況その他を考慮し認定する。
- ③ 2種以上の水を併用している場合、汚水排出量はそれぞれの水量を合算した水量とする。
- ④ 井戸水と水道水及びその他の水（水道水等）を併用する家庭で、水道水等の水量が井戸水について表Ⅳ-5の汚水排出量を超えている場合、水道水等の水量を汚水排出量として認定する。

表Ⅳ-4 下水道使用料（1戸1ヵ月）

〔平成17年6月1日改定〕

汚水の種別	基本使用料	従量使用料	
		汚水排出量	使用料（1m ³ につき）
一般汚水	760円	1m ³ ～ 10m ³	13円
		11m ³ ～ 20m ³	152円
		21m ³ ～ 30m ³	188円
		31m ³ ～ 50m ³	246円
		51m ³ ～ 100m ³	278円
		101m ³ ～ 300m ³	311円
		301m ³ ～ 1,000m ³	366円
		1,001m ³ ～ 5,000m ³	417円
		5,001m ³ 以上	515円
公衆浴場汚水	560円	1m ³ 以上	12円

※下水道使用料は、基本使用料と従量使用料の合計額に100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨て）である。（令和元年10月1日改定）

表Ⅳ-5 井戸水使用家庭の汚水排出量（1ヵ月）

区 分	汚水排出量
1 人	6m ³
2 人	13m ³
3 人	17m ³
4 人	20m ³
5 人	23m ³

※6人以上の世帯は、1人増すごとに2m³を加算する。

表Ⅳ－６ 年度別下水道使用料収入の推移

年 度	調 定 額		収 入 額		収入率	有収水量
	件 数	金 額	件 数	金 額		
	件	千円	件	千円	%	千m3
昭和50	469,668	459,729	469,177	459,220	99.9	46,948
51	526,898	491,545	525,141	488,136	99.3	50,129
52	567,452	1,360,591	563,607	1,348,315	99.1	57,387
53	583,722	1,205,476	577,862	1,197,671	99.4	49,597
54	628,492	1,385,855	623,356	1,377,047	99.4	56,009
55	691,763	2,151,674	686,952	2,139,336	99.4	57,899
56	750,207	3,060,823	743,783	3,051,958	99.7	61,073
57	822,585	4,356,040	815,567	4,329,619	99.4	62,615
58	911,546	6,021,808	902,471	5,960,644	99.0	67,380
59	983,828	7,696,305	972,304	7,631,132	99.2	72,149
60	1,091,470	8,993,183	883,757	8,021,108	89.2	74,994
61	1,247,562	9,886,843	1,072,473	8,759,415	88.6	82,741
62	1,384,703	10,774,586	1,179,512	9,566,917	88.8	91,358
63	1,524,868	11,739,334	1,263,949	10,224,261	87.1	99,851
平成元	1,664,045	13,171,385	1,359,971	11,378,946	86.4	108,703
2	1,829,159	15,307,091	1,571,723	13,701,793	89.5	116,484
3	1,914,062	15,797,923	1,649,418	14,163,482	89.7	119,648
4	2,016,849	16,122,816	1,767,810	14,763,986	91.6	124,080
5	2,102,952	18,980,971	1,844,278	17,270,085	91.0	125,814
6	2,183,271	17,788,044	1,890,720	16,344,878	91.9	119,756
7	2,261,156	18,238,200	1,761,622	16,221,122	88.9	123,114
8	2,336,326	19,926,700	2,006,683	17,883,011	89.7	131,634
9	2,408,452	23,329,891	2,072,625	20,963,534	89.9	134,392
10	2,471,076	24,410,046	2,158,949	22,247,086	91.1	138,785
11	2,529,601	24,432,907	2,211,947	22,224,984	91.0	139,704
12	2,585,163	24,854,005	2,219,190	22,301,939	89.7	142,308
13	2,639,077	26,424,399	2,103,007	23,660,298	89.5	143,504
14	2,700,445	26,640,787	2,284,515	23,744,481	89.1	144,341
15	2,742,802	26,523,700	2,378,672	24,014,542	90.5	144,656
16	2,792,948	26,764,735	2,421,943	24,240,829	90.6	146,472
17	2,865,606	28,096,598	2,491,696	25,448,518	90.6	147,046
18	2,959,698	28,942,067	2,576,084	26,236,295	90.7	148,542
19	3,063,625	28,814,888	2,669,768	26,049,750	90.4	149,285
20	3,153,377	28,313,895	2,732,448	25,549,606	90.2	147,797
21	3,225,001	27,831,112	2,798,898	25,096,075	90.2	147,349
22	3,287,786	28,021,224	2,856,383	25,225,047	90.0	148,677
23	3,362,364	28,024,621	2,936,785	25,189,315	89.9	148,566
24	3,439,283	28,043,829	3,008,755	25,248,562	90.0	149,068
25	3,526,086	28,359,340	3,081,921	25,517,012	90.0	150,157
26	3,608,478	28,849,124	3,141,544	25,875,672	89.7	149,321
27	3,702,059	29,469,678	3,224,848	26,425,403	89.7	151,389
28	3,869,369	30,154,363	3,381,832	27,181,895	90.1	154,539
29	4,001,736	30,270,057	3,503,521	27,276,988	90.1	156,139
30	4,093,646	30,263,656	3,589,115	27,276,969	90.1	156,421
令和元	4,186,430	30,522,619	3,653,907	27,355,163	89.6	157,223
2	4,260,105	29,211,640	3,706,821	26,122,340	89.4	157,005
3	4,331,944	29,247,143	3,763,707	26,146,582	89.4	156,711
4	4,410,560	26,803,450	3,166,061	23,652,214	88.2	156,937
5	4,497,998	30,873,576	3,923,329	27,690,733	89.7	159,188

(注) 1. 61年度から企業会計移行に伴い調定額及び収入額は現年度分のみを計上。
2. 59年度以前の収入額及び収入率は5月末、60年度以降の収入額及び収入率は、企業会計移行(61年度)に伴い3月末。
3. 金額は千円未満切り捨て